

(仮称)石狩市厚田マイクログリッドシステムの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定及び実施方針の策定について (原案)

1. パブリックコメントの概要

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入の推進及び災害に強い地域づくりを目指すため、厚田地区に電力の地産地消を実現するマイクログリッドシステム※を構築します。

※マイクログリッドシステム・・・自営線による送配電網を構築し、複数の分散型電源（消費する場所やその近傍に配置する太陽光発電・風力発電・コージェネレーション・燃料電池などの発電設備および蓄電設備）を制御して電力供給の安定化を図り、系統電源の供給を最小限に抑えて運用する小規模なエネルギー供給システムです。

この電力供給にあたって、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を活用することで効率的な事業運営を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権を設定して実施することを予定しており、公共施設等運営権の設定には条例の制定及び実施計画の策定が必要となることから、皆様の意見をうかがうものです。

2. 実施方針に関する条例の制定について

(1) 条例の趣旨

本条例は、PFI法第18条に規定に基づき、厚田地区におけるマイクログリッドシステムの公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるものです。

(2) 条例の内容

①民間事業者の選定手続

・選定事業者は、石狩市厚田マイクログリッドシステムの運営等に係る公共施設等運営権を設定します。

②公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲

本事業を実施するに当たり、市より公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）の設定を受けた運営権者（公共施設等運営権を有する者をいう。以下「運営権者」という。）は、関係法令の遵守のもと、本事業の目的を達成するために、以下に示す、目的別に分類した基本運営方針を満たすことが求められるものとします。

【運営等の基準】

ア 民間事業者の経営視点による中長期的な安定的経営に資するシステム運営の方針

イ サステイナブルかつ収支バランスの取れたエネルギー事業の実施

ウ 地域との連携などを通じた新たな事業価値の創出

【業務の範囲】

ア 経営に関する業務

イ 各種計画支援に関する業務

ウ 対象設備の改造、維持管理及び増設に関する企画、調整及び実施に関する業務

③利用料金に関する事項

運営権者が電気使用者に対し設定する電気使用料金は、一般電気事業者の約款に定められる電力料金を超えない範囲で設定します。

3. 実施方針の策定について

(1) 実施方針の目的

石狩市は、厚田地区において、太陽光発電設備、水素エネルギーシステム、一括受変電設備、エネルギーマネジメントシステム等を活用し電気を供給する「石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業（以下「本事業」という。）」をPFI法に基づく特定事業として実施することを計画しています。

本実施方針は、PFI法第5条第1項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものです。

(2) 実施方針の内容

①特定事業の選定に関する事項

- ・ 選定基準：市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合、選定事業とします。
- ・ 選定結果の公表：市のホームページ等で公表します。

②民間事業者の募集及び選定に関する事項

- ・ スケジュール：条例可決後に実施します。
- ・ 本事業では、運営権者による効率的・効果的なサービスの供給を求めることから、「公募型プロポーザル方式」とします。

- ・P F I法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、審議会等を設置します。審議会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査や評価などを行います。

③民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

市と運営権者は、適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとします。運営権者は、要求水準書に定める各業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として運営権者が負うものとします。

市及び運営権者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と運営権者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については実施契約書（案）に詳細を規定する。なお、市及び運営権者は、いかなる場合でも、費用の増加、各業務の遅延、品質の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとします。

④公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

本事業の事業用地は以下のとおりです。

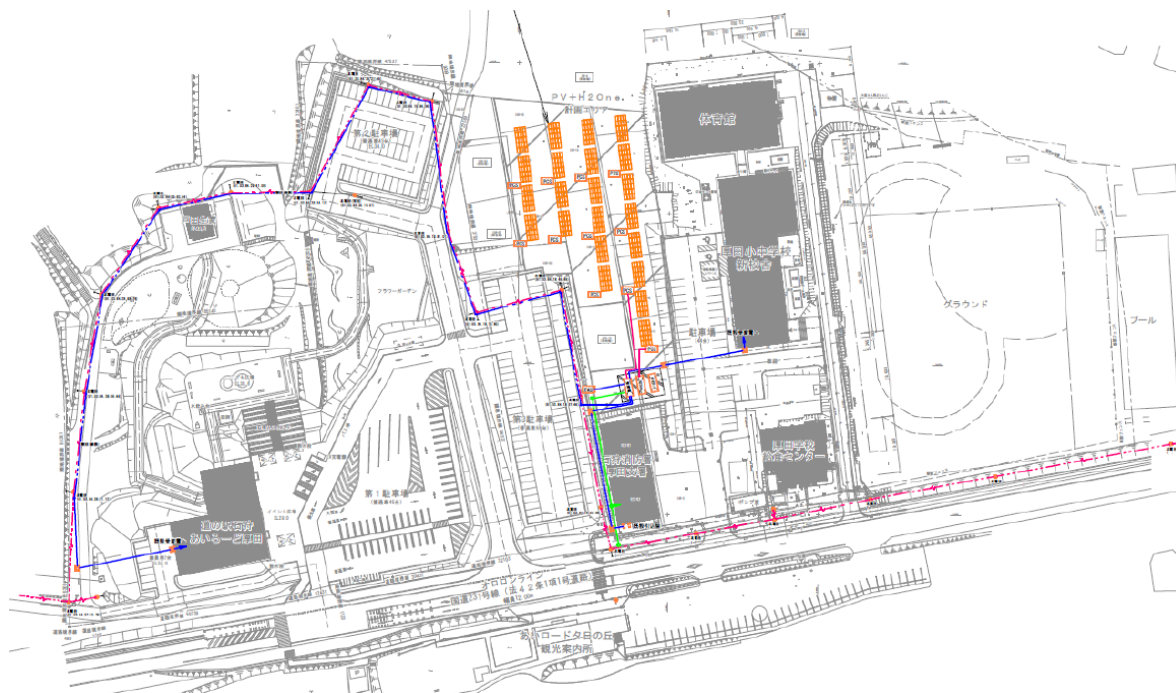


表 1 対象設備の設置場所

| 対象設備 | 設置場所 |
|---------|------------------------------|
| 太陽光発電設備 | 厚田区厚田 106-4 ほか道の駅と小中学校に挟まれる石 |

| | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| | 狩市所有敷地エリア（約 3,600 m ² ） |
| 水素エネルギーシステム （水素 ES） | ・ 厚田区厚田 106-4 ほか |
| 一括受変電設備 | ・ 厚田区厚田 106-4 ほか |
| エネルギーマネジメントシステム （EMS） | ・ 厚田区厚田 106-4 ほか |
| 可搬式蓄電池 | ・ 厚田区厚田 98-2 |
| 太陽光発電等計測表示システム及びデ ジタルサイネージ | ・ 厚田区厚田 98-2 |
| その他事業運営に必要なもの | |

表2 対象施設の所在地

| 対象施設 | 住所 |
|--------------|---------------|
| 道の駅石狩あいろーど厚田 | 石狩市厚田区厚田98-2 |
| 石狩消防署厚田支署 | 石狩市厚田区厚田106 |
| 厚田学園 | 石狩市厚田区厚田171-1 |
| 厚田学校給食センター | 石狩市厚田区厚田171-4 |
| 安瀬導水増圧ポンプ場 | 石狩市厚田区厚田171-4 |

⑤事業契約の解釈について疑義が生じた場所における措置に関する事項

実施契約に定める主な事項は、①総則、②主たる事業の承継等その他準備、③公共施設等運営権、④本事業、⑤その他の事業実施条件、⑥計画及び報告、⑦改造業務等、⑧利用料金の設定及び收受等、⑨リスク分担、⑩適正な業務の確保、⑪誓約事項、⑫契約の期間及び期間満了に伴う措置、⑬契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置、⑭知的財産権、⑮その他とし、実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとします。協議の方法等については、実施契約において定めます。

⑥事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約に定める事由ごとに、市又は運営権者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとします。

⑦法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

【法制上及び税制上の措置に関する事項】

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上

の措置が適用されることとなる場合は、それによることとします。

【財政上及び金融上の支援に関する事項】

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努めます。なお、市は、運営権者に対する出資等の支援は行いません。

【その他の措置及び支援に関する事項】

市は、運営権者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について必要に応じて協力します。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議します。